

帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第26号

帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の220」を「100分の225」に改め、同項第2号中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の帯広市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。